

今まさに本格化前夜

総量削減義務の履行を確実にするー排出量取引

対象事業所は、自らの省エネ対策で排出量を削減することを第一としつつ、設備更新計画や総合的な対策コスト等の合理的な判断を踏まえて、削減義務を履行するために、排出量取引を利用することができます。

本制度における「取引」の特徴

対象事業所の削減量である超過削減量に加え、都内中小規模事業所の削減を促進する中小クレジットや、再生可能エネルギーの導入を促進する再エネクレジットなども排出量取引に利用可能であり、対象事業所以外の削減も活用できる柔軟な仕組みとなっています。

また、総量削減義務の履行にあたっては、5年ごとの計画期間があり、各計画期間終了後に1年6か月間の整理期間が設けられています。第1計画期間（2010年度～2014年度）においては、2015年度に各事業者の排出量及び排出量取引の必要量が確定します。不足がある場合には、排出量取引によりクレジット等を調達し、2016年9月末の第1計画期間の整理期間終了までに削減義務履行を完了する必要があります。

取引の需給見込み

第1計画期間は、事業者の積極的な省エネ対策の実施により、約9割の事業所は「自らの事業所で削減」により義務を達成できる見込みです。そのため、削減義務率以上に削減をした超過削減量の発行量は約900万トン、クレジットの購入等が必要となる削減不足の量は約40～50万トンと自らの事業所で削減の

量が削減不足の量を大きく上回ることが予想されます（2012年度実績に基づく推計）。

都が実施したアンケートでは、超過削減量を次の削減計画期間に持ち越すことを考えている事業者の方が多く、「超過削減量を積極的に販売したい」と考えている事業者は全体の6%とごくわずかでした。このことから、多くの事業者は、販売するために削減対策を進めているのではなく、自らの削減義務履行のために対策を推進していることがうかがえます。

排出量取引の実績

約40～50万トンの不足見込み量に対し、これまでに90万トンを超えるクレジット等の発行があり、

発行量は需要量を上回っている状況にあります。2015年2月末までに、約9万トンのクレジット等が取引されており、今後、2016年9月末の第1計画期間の整理期間終了に向けて、取引が本格化すると予測されます。

全国で初めて導入したキャップ&トレード制度であり、排出量取引を経験したことのない事業所が多いと考えられます。都は、整理期間末までに円滑な取引が行えるよう、クレジット発行量や取引実績を毎月公表[※]しているほか、ヒアリング等に基づき標準的な取引が行われた場合に想定される取引価格の推算値（価格査定）の公表や、売り手・買い手の出会いの場としてマッチングフェアを開催するなどの取引支援を実施しています。

都制度において取引可能なクレジット等

種類	説明
超過削減量	対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
都内中小クレジット	都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量
再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値（グリーンエネルギー証書等を含む。）
都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量・県内中小クレジット

※排出量取引の実績等の公表
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/data.html